

出雲市有害鳥獣被害対策事業(被害防止施設整備事業)補助金

1. 趣旨

本市における農林業生産の向上と農林業経営の安定を図ることを目的として、個人又は団体で有害鳥獣による農林業被害を防止するために設置する施設の資材購入費について、補助金を交付します。

2. 対象者

市内で農地等を有し、若しくは維持管理する農林業者等、又は農林業者等で組織する団体

3. 対象施設・対象経費・補助率等

下記の被害防止施設設置に係る**資材等の購入経費**が対象です。(労務費は対象外)
ただし、資材を更新する場合については劣化が認められた場合に限りです。

補助対象施設	補助率等
・防護ネット ・電気柵 ・金網防護柵 ・トタン板防護柵	【補助率】4万円以上の資材購入経費に対し 2分の1以内 (*補助金上限30万円*)
・電気柵の 電圧遠隔監視システム	【補助率】本体・資材の購入経費 (スマホ・パソコン・監視カメラ類や通信費は対象外) に対し 2分の1以内 (*補助金上限30万円*) (下表の北山山系内、中山間地域で設置する場合も、同じく適用)
・イノシシ捕獲檻 ・カラス捕獲檻	【補助率】4万円以上の資材購入経費に対し 3分の2以内 (*補助金上限なし*) ただし、イノシシ捕獲檻は2基、カラス檻は1基を上限とします。

ただし、**北山山系**内で、**シカ**による被害を防止するために、防護ネット・電気柵を設置する場合は、下表のとおりとなります。

北山山系内でシカによる被害を防止することを目的に補助対象施設を設置する場合	
補助対象施設	補助率等
・防護ネット ・電気柵	【補助率】 ①防護ネット …………… 10分の10以内 (*補助金上限 30万円*) ②電気柵器 本体 …………… 10分の10以内 (*補助金上限 7万円*) ③電気柵 本体に係る資材 …… 2分の1以内 (*補助金上限30万円*)

※具体的な北山山系の範囲については、出雲市ホームページで確認いただくか、森林政策課までお問い合わせください。

また、**中山間地域**で、**地域ぐるみの活動を行っている**と認められる**団体**が農林業被害を防止するために補助対象施設を設置する場合は、下表のとおりとなります。

中山間地域で地域ぐるみ活動を行っている	
と認められる団体が農林業被害を防止することを目的に補助対象施設を設置する場合	
補助対象施設	補助率等
・防護ネット ・電気柵 ・金網防護柵 ・トタン板防護柵	【補助対象者】 農事組合法人、集落営農組織、集落協定等の地域ぐるみ活動を行っている団体 【補助率】 4万円以上の資材購入経費に対し 3分の2以内 (*補助金上限50万円*)

※具体的な中山間地域の範囲については、森林政策課までお問い合わせください。

【注意事項】

※注！ 申請の前に購入や設置をされた施設は対象になりません。

※補助金申請は同一年度につき1回限りです。また、予算がなくなり次第終了します。

※自己所有の土地以外に施設を設置する場合は、土地所有者の許可を得てから設置してください。

※道路や川等に電気柵等がかかる場合は、あらかじめ管理者と協議し、必要な手続きを行ってください。

※事業計画に変更が生じた場合は、速やかに連絡ください。

※施設の設置場所を確認する場合があります。

※劣化とは、著しく機能が低下し、効果が得られない状況のものを指します。

4. 申請方法

申請書は、出雲市役所森林政策課及び各行政センターに備え付けてあります。出雲市のホームページからダウンロードすることもできます。事業実施の前に申請書を提出してください。

【必要書類】

- ①申請書(様式第1号)
- ②事業計画書(様式第1-1号)
- ③収支予算書(様式第1-2号)
- ④明細のわかる見積書(電牧の場合はカタログも添付)
- ⑤申請箇所の位置図
- ⑥申請箇所写真(設置前の状況がわかる写真2枚程度)
- ⑦市税の滞納の無い証明(団体が申請する場合は不要)
※市役所本庁2階市民税課または各行政センターで取得してください。
- ⑧定款または規約(個人が申請する場合は不要)



5. 申請書の提出・問い合わせ先

出雲市役所森林政策課 ☎21-6279